

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載

【部門区分】第3部門第3区分

【発行日】平成25年4月11日(2013.4.11)

【公表番号】特表2004-505151(P2004-505151A)

【公表日】平成16年2月19日(2004.2.19)

【年通号数】公開・登録公報2004-007

【出願番号】特願2002-516000(P2002-516000)

【国際特許分類】

C 08 L 23/04 (2006.01)

C 08 J 5/18 (2006.01)

C 08 K 3/00 (2006.01)

C 08 J 9/00 (2006.01)

【F I】

C 08 L 23/04

C 08 J 5/18 C E S

C 08 K 3/00

C 08 J 9/00 A

【誤訳訂正書】

【提出日】平成25年2月15日(2013.2.15)

【誤訳訂正1】

【訂正対象書類名】明細書

【訂正対象項目名】0043

【訂正方法】変更

【訂正の内容】

【0043】

例1～3

例1～3において、ポリエチレン-充填剤組成物を本明細書に記載のようにして製造した。各組成物は50重量%のSUPERCOAT炭酸カルシウム充填剤を含むものであった。例1のポリエチレンは密度0.916 g/cc、メルトイインデックス2.6 g/10分、重量% HTフラクション約39.2%及びHTフラクションのMn約45,000 g/molを有するエチレン-1-ヘキセン共重合体である。例2においては、ポリエチレンは密度0.917 g/cc、メルトイインデックス2.3 g/10分、重量% HTフラクション約32.6%及びHTフラクションのMn約55,000 g/molを有するエチレン-オクテン-1コポリマーである。例3のポリエチレンは密度約0.917 g/cc、メルトイインデックス2.3 g/10分、重量% HTフラクション約30.9%及びHTフラクションのMn約55,000 g/molのエチレン-ヘキセン-1コポリマーであった。例1～3の各組成物は本明細書に示したようにしてプローンフィルムを製造した。次に例1～3の各フィルムは、本明細書に示したようにして、インターデジテーション法によって前述の操作条件を用いて延伸した。例1～3の延伸フィルムは次に評価して表Iに示す結果を得た。